

「生徒心得」

校訓「誠実」を旨に、善き人格の形成を主たる目標に掲げ、常に自主自律の態度を養い健全な生活を心がける。さらには、将来にわたり文化の創造発展に寄与し、社会に貢献する人材となるべく研鑽を深めること。

1 生徒証明書を身に付けていること。

2 校内生活について

(1) 一切の触法行為を禁止する。

(2) 校内の秩序を守り、自他共に楽しい学校生活を送れるよう心がける。

(3) 自分又は自分達の問題やトラブル、悩みなどは、何事も教師に相談する。

(4) 暴力行為（行動・言動）は、いかなる場合も絶対に行ってはならない。

(5) 校舎、校庭内の器具を大切にし、建物、器物を破損したときは必ず届け出ること。

また、整理整頓と校内美化に努める。

(6) 原則、通学時は制服を着用する。（土日祝日および振替休日の部活動時は各部活動で指定された学校名がわかる部活動着での通学は可とする。）また、校内外を問わず制服や実習服は正しく着用し、頭髪を含む身だしなみを整えること。

※服装、頭髪の詳細は【各規定細則】○服装規定、○頭髪規定を参照とする。

(7) 自転車は駐輪場の指定された場所に整頓して駐輪し、必ず鍵をかける。

（二重ロックの徹底、ヘルメット着用の推奨）

(8) 正当な理由なくして欠席、遅刻、早退、欠課、外出をしない。

※欠席または遅刻する時は、保護者又は保証人を通して学校、若しくは担任に連絡する。

※欠課、早退、外出するときは、担任の許可を得る。

(9) 毎時間、始業チャイムの前に教室に入って待つ。

(10) 授業の妨げとなる行為、飲食はこれを禁止する。

(11) 常に挨拶を心がける。

(12) 所有物には、必ず記名をする。

(13) 学校に納入すべき金銭は、必ずその期限に遅れず、かつ速やかに納めること。

また、必要以上の金銭や貴重品を持ち込まない。

(14) 貴重品は常に身につけ、紛失、盗難にあった場合は担任に届け出る。

(15) 金銭の貸し借りはしない。

(16) 無断で他の教室や空き教室に入らない。

(17) 以下に示す類の持ち込みを禁止する。

※娯楽品（マンガ本、トランプ、ゲームカード、携帯電話以外の電子機器類（ゲーム機、タブレット）等預かり指導の対象）

※危険物（マッチ、ライター、ナイフ、たばこ等の危険物及び不法な薬物等—特別な指導または懲戒処分の対象）

※その他、本校指定以外のバッグ、履き物等（派手なバッグ、ビニール袋、サンダル等注意又は預かり指導の対象）

(18) 携帯電話の持ち込みについては、以下の条件のもと認めるものとする。

※携帯電話に関する届け出」及び「携帯電話の使用に関する同意書」を提出すること。

※校内では電源を切っておくこと。

※携帯電話等の詳細は【各規定細則】Ⅲ携帯電話等情報通信機器端末及び音楽等再生機器に関する規定を参照とする。

3 校外生活について

- (1) 校内生活と同様、一切の触法行為を禁止する。
- (2) いかなる場合も、八代工業高校の生徒として、規律ある言動と生活を心掛ける。
- (3) 特別な事情がない限り夜間（23時～5時）の外出・徘徊をしない。家族旅行や部活動の遠征以外での外泊は禁止とする。
- (4) メディアの種類を問わず、R18以上の指定がある動画や映画、未成年者として不適切な画像等を閲覧、鑑賞しない。
- (5) パチンコ店、麻雀店、クラブ等への出入りは、保護者同伴であっても禁止する。
なお、カラオケボックス、ゲームセンター、ネットカフェへの出入りは、保護者（親）の同伴を条件とする。
- (6) アルバイトは、長期休業中以外は原則として禁止する。
※【各規定細則】Ⅴアルバイト規定を参照とする。
- (7) 外部団体に加入し、各種催し物（祭事、コンテスト、コンサート等）に参加するときは、担任に報告相談のうえ、各種校外行事参加届を生徒指導部に提出し、学校長に届け出ること。
（イベントの趣旨や形態によっては、認めない場合がある。）
- (8) 男女交際は高校生らしく、節度あるものでなければならない。

4 交通関係について

- (1) 交通法規を遵守し、何事においても安全に努めなければならない。
※交通違反及び免許不正取得に関しては、【各規定細則】Ⅳ交通関係規定を参照とする。
- (2) 自転車通学生は校長の許可を得て、登録ステッカーを貼り、常に整備している自転車に乗車する。また、本校の交通関係規定に従うこと。ヘルメット着用の推奨。
- (3) 原動機付自転車での通学は原則禁止する。特別な事情の有る場合はその限りでない。
- (4) 在学中における普通自動車の免許取得は、特別な事情のない限り原則として認めない。
- (5) 学校の許可なくして原動機付自転車及び自動車、自動二輪等の運転免許を取得した場合、特別な指導の対象とする。

5 各許可願について

- (1) 特別アルバイト許可願（就業期間中） 長期休業中以外の期間にアルバイトをする場合に提出する。
- (2) 休業中アルバイト許可願（長期休業中） 長期休業中（夏休み、冬休み等）のアルバイトをする場合に提出する。
- (3) バイク通学許可願 バイク通学をする場合に提出する。
- (4) 自動車学校入校許可願 自動車学校等に入校する場合に提出する。

6 諸届けについて

- (1) 紛失・盗難届 紛失及び盗難に気付いた時点で速やかに報告・相談する。
- (2) 交通事故届 被害者、加害者、事故の大小に関わらず、速やかに報告する。
- (3) 各種行事等参加届 校外での各種行事に参加、若しくは出場する場合には、学校に届け出

をする。

(4) 下宿届 自宅外の住居から通学する場合に届け出る。

(5) 異装届 一時的に、規定の服装での登校が困難な場合は、必ず報告・相談する。

※各種許可願、各種届は生徒指導部にて配布受付をする。

【各 規 定 細 則】

○服装規定

原則、八代工業生として体面を汚すことなく学習と通学に支障がないもので、通学時は制服を着用する。

第1条 男子制服については、学校指定の制服とする。

(1) 冬の制服は、学生服、冬スラックスとする。

ア 学生服の中に着用するものについては、特に指定はないが、学生服を脱ぐ場合は『第1条(3) 中間服』とする。

イ 学生服のボタンは前5個、袖ボタン2個で紛失した際はすぐに購入し装着する。

ウ ズボンの腰穿きは禁止とし、裾の位置は踵でつぶれない程度とする。裾が破れた際は買い替えとなる。

エ 襟章は、向かって左に校章、右に科章とし、ホックから2.5cmのところにつける。

(2) 夏の制服は学校指定の半袖角襟シャツ、夏スラックスとする。

ア ベルトが見えるように、シャツを着用する。

イ ベルトは無地で黒・紺・茶などの目立たないものとする。

(3) 中間服は、学校指定の長袖シャツ、夏または冬スラックスとする。

ア ベルトが見えるように、シャツを着用する。

イ ベルトは無地で黒・紺・茶などの目立たないものとする。

ウ インナーを必ず着用し、インナーは、白の無地またはワンポイントとする。

第2条 女子制服については、学校指定の制服とする。

(1) 冬の制服はジャケット、ベスト、冬スカートまたは冬スラックスとする。

ア シャツおよびネクタイは学校指定のものを必ず着用する。

イ ジャケットのボタンは前3個、袖ボタン2個で紛失した際はすぐに購入し装着する。

ウ スカート丈は膝が隠れる程度の長さとし、折り曲げや短くすることは禁止とする。

エ 科章は所定の場所につける。

(2) 夏の制服は学校指定のセーラーと夏スカートまたは半袖角襟シャツと夏スラックスとする。

ア インナーは無地で柄がなく、華美でないものとする。

イ セーラーの場合は学校指定のリボンを必ず着用する。

(3) 中間服は、学校指定のベストを着用する。その際、ネクタイも着用する。

(4) 防寒着着用について

ア 防寒着として黒色無地のタイツの使用を認める。

イ 学校指定のセーターの着用を認める。ジャケットから裾や袖を出さない。また、中間服としては認めない。

ウ 登下校時のみ黒か紺色のボックスコート着用を認める。

第3条 男女共通規定

- (1) 靴下は白、黒、紺ソックスとし、ワンポイントまで認める。ただし、ワンポイントの色は白、黒、紺とする。長さはくるぶしが完全に隠れ、膝下までの長さとする。
- (2) 規定制服を許可なく補正、変形したものは制服として認めない。形は標準型とし、体型に応じたサイズとする。
 - ア 成長に応じて補正を行う場合又は修繕を行う際は生徒指導部の許可を得た上で、学校指定の制服販売店にて行う。
 - イ 譲受けの制服は、生徒指導部の許可を得ること。未許可のものはすべて没収する。
 - ウ 上下とも名前もしくは科イニシャルの刺繍が入ったもの以外は認めない。譲受け許可後刺繍を入れる。
- (3) 制服着用時の靴は、黒か茶の学生ローファー、または運動靴（かかとの高いもの、ブーツ類等は認めない。）とする。
- (4) 上履きは学校指定のスリッパを使用する。また、必ず4箇所の記名をする。
- (5) 防寒着のマフラー・ネックウォーマー・手袋に関しては華美でないものとし、通学時など校舎外での使用を認める。ただし、校舎内での着用は、これを禁止する。
- (6) 帽子の着用については、学校が指定する「八工帽子」とし、登下校時、体育時、校外での活動時、許可された実習時に限り着用を許可する。実習帽子、部活動帽子などを含み「八工帽子」以外の帽子類を通学に使用することは出来ない。
- (7) 制服の移行期間・防寒着着用期間については、特に定めない。ただし、式典時、服装指導時は6～9月を夏服とし、それ以外は冬服とする。
- (8) 通学バッグは学校指定のもの、若しくは学校で許可された部活動指定のものとする。容量が不足する場合に限り、学校指定バッグ使用を条件として、華美でないバッグの使用を補助的に認める。
- (9) カラーコンタクト・ピアス・ネックレス・ブレスレット・アンクレットなど、一切の装飾を禁ずる。髪ゴムを手首にはめることも同様に禁ずる。
- (10) 香水・整髪料・マニキュア・タトゥー等、一切の化粧や加工を禁ずる。リップクリーム・日焼け止めは無色のものに限り許可する。

※服装規定違反の物品に関しては没収する。

○頭髪規定

第1条 男子頭髪に関しては短髪とする。

- (1) 耳回り、後ろ髪は刈り上げとし、作為的な髪型にしない。
- (2) 前髪は眉にかからない長さとする。
- (3) 揉み上げの長さは、耳の穴までとする。
- (4) 次の事項に該当するものは違反である。
 - ア パーマ、染色、脱色など一切の技巧。
 - イ 眉の加工、剃り込み。
 - ウ その他八代工業生としてふさわしくないもの。

第2条 女子の頭髪に関しては肩に乗らない程度のショートカット又は、結髪とする。

(1) 前髪は眉毛程度の目にかからない長さとする。長い前髪は顔がはっきりと見えるようにピンで留めること。

(2) 肩に乗る長さは髪ゴムで結ぶ。髪ゴムで結べない際は短くカットすること。

ア 結髪の際、横髪を残さないこと。

イ ゴムの色は黒・紺・茶の華美でない髪ゴムとする。

(3) 次の事項に該当するものは違反である。

ア パーマ、カール、染色、脱色、髪飾り、ヘアバンド、エクステンション編み込みなどの作為的な髪型。

イ 眉の加工。

ウ その他八代工業生としてふさわしくないもの。

○携帯電話等情報通信機器端末及び音楽等再生機器に関する規定

第1条 生徒は、保護者の責任の下に携帯電話またはスマートフォン（以下、携帯電話等という）を所持し、使用する。

第2条 校内への持ち込みについて

(1) 携帯電話等の校内持ち込みについては、別紙の「携帯電話に関する届け出」及び「携帯電話の使用に関する同意書」を提出することを条件に許可するものである。

(2) タブレットPC又はゲーム機、音楽再生機器等に関しては、いずれの場合も持ち込みを不可とする。

(3) 携帯電話等はバックの中にしまい、登下校すること。

(4) 校内では、携帯電話等の電源をOFFの状態とする。ただし、登下校時のみ駐輪場内にて電源のON・OFFを行うことができるものとする。その他の場所では一切の使用を認めない。

(5) 校内では所持しないこと。

(6) 届け出及び同意書の提出がない生徒が、校内へ携帯電話等を持ち込んだ場合は、保護者を召喚し事情を聞くとともに、その後の対応を検討する。

第3条 次に該当した行為は、特別な指導または懲戒処分の対象とする。

(1) 考査中において、電源の状態及び操作の有無に拘わらず、所持及び携帯電話等を手にする若しくは画面を注視した場合。なお、考査の得点の扱いについては、教務の規定による。

(2) パソコン及び携帯電話等の情報通信機器を用いた次に挙げるいじめや人権を侵害する行為、犯罪行為を行った場合。

ア プライバシーの侵害（盗撮含む）、中傷や侮辱、悪評の流布

イ 氏名や住所など個人情報の無断掲載

ウ 差別的な書き込み、仲間外しや無視の企画や示唆

エ 侮辱、名誉棄損、信用棄損、著作権侵害、肖像権侵害、業務妨害

オ 脅迫・恐喝・詐欺・犯罪予告

カ 売春（援助交際）及びこれらの斡旋等、違法薬物の売買

キ リベンジポルノ、盗撮、わいせつ物の製造・頒布・所持

ク 他人のID・パスワードの無断使用・不正取得、ハッキング

第4条 次に該当した場合、携帯電話等の使用を一定期間禁止とし朝掃除及び反省文を課す。

※一週間を基本とし、二回目以降はその都度使用禁止期間を延長するものとする。

- (1) 校内で所持していた場合。
- (2) 校内で使用した場合。(授業中・休み時間・昼休み・放課後・部活動等)
- (3) 電源を切っていなかった場合。(音楽・アラーム等含む)
- (4) 校舎内での充電。(電源のオフ時も含む)
- (5) 歩行中の使用。(イヤホン等の使用も含む)
- (6) 自転車乗車中の使用。(イヤホン等の使用も含む)
- (7) その他、携帯電話等の使用に関し不適切と認められる場合。

(使用停止期間について)

以下の期間を原則とする。ただし、特に考慮すべき点があれば、必要に応じて加減する。

ア 1回目…7日間(反省文+3日程度の作業)

イ 2回目…14日間(反省文+5日程度の作業)

ウ 3回目以降…保護者を召喚し、相談の上、指導内容を定める。

第5条 その他

- (1) 使用を禁止した携帯電話等は、封等に厳封した上で、原則として担任を通じて学校に召喚した保護者に預ける。使用禁止期間の後、生徒指導部が厳封を解き本人に返却する。
- (2) 持ち込んだ携帯電話は、駐輪場で電源をOFFにし、バックの中にしまう。
- (3) 緊急に使用する必要がある場合は、理由を申し出た上で、各職員室、生徒指導室内にて携帯電話等を使用することができる。

○交通関係規定

第1条 自転車を使用しての通学者は、次の事項を守ること。

- (1) 自転車を運転する場合は交通ルールを守り、安全運転に徹する。(ヘルメットの着用を推奨する。)
- (2) 通学に使う自転車の許可条件
 - ア 自転車は一般的なタイプのものとし、タイヤサイズは24インチ以上のものとする。ハンドルについてはドロップハンドル、ローハンドル、極端なハイハンドル等は禁止とする。
 - イ 交通事故防止のため、ブレーキ、ライト、ベル等、常に整備しておく。
 - ウ ライトはオートライトとする。電池式は不可。
 - エ 雨合羽を所有していること。
 - オ 防犯登録をしていること。
 - カ 駐輪する際は、校内外問わず二重ロックを必ずすること。 ※3回(以降)違反した場合は、1週間の自転車通学禁止とする。
- (3) 自転車点検合格者は、許可ステッカーをテールライトの上部に貼ること。
- (4) 許可されていない自転車での通学は認めない。ただし、何らかの理由により他の自転車を使用する場合は、事前(若しくは登校直後)にその旨を生徒指導部へ申し出ること。

(5) 自転車保険への加入を義務付ける。

※ただし、補償内容に不足のないファミリー保険等にすでに加入している場合はこれを免除する。

(6) 公共交通機関を利用し通学する生徒は、公共のマナーを守り、他の乗客に対し迷惑かける行為をしない。

第2条 原動機付自転車を使用しての通学（バイク通学）は、次の事項を守ること。

(1) 学校への通学において、特別の事情がある生徒に限り、1年時夏休み以降に四者面談（生徒指導部・担任・保護者・生徒）を行い、学校の許可を得ること。

(2) 受験は長期休業期間中のみとし、免許を取得した場合は直ちに担任を通じて生徒指導部に免許証のコピーを提出する。

(3) 通学許可条件を次に示す。

ア 許可対象地区 坂本地区、天草地区、八代東町、小川町東海東及び南海東、東陽町、葦北郡芦北町、竜北町大野、田浦町横居木上記の地区で、最寄りの公共交通機関までの距離が6km以上あること。

イ 免許取得期間までに16歳になっていること。

ウ 年度末にSDカードの申請を自己の責任において行い、運転記録証明書の提出が出来る者。

(4) 校内への乗り入れは禁止とし、自宅から最寄りの駅までの通学時の使用とする。ただし、災害等により最寄りの公共交通機関に影響がある場合はこの限りではなく、次の許可条件を追加する。

ア 乗車時は長袖、手袋、制服の上から学校指定のウインドブレーカーを着用する。

イ ステッカーを指定された位置に張ること。

ウ 靴、バックなどは必ず固定するか、ボックスの中に入れる。

エ 定期的にバイク点検を行う。（学校では学期に1回ずつ行う。）

オ 任意保険に加入していること。自賠償保険の加入と更新は必須。

カ 正門より登校し、校内は降りて駐輪場まで押して運ぶ。

第3条 自動車学校への入校は、以下のことを条件とする。

(1) 3学年2学期以降、学校が指定した日からの入校を許可する。ただし、各諸届を怠らず、自動車学校の卒業証書は、本校卒業式当日まで生徒指導部に預ける。

(2) 仮免許取得による路上運転は、自動車学校の教習以外認めない。

(3) 自動二輪の免許取得については特別な理由のない限り、一切認めない。

(4) 服装頭髮に違反のない者とする。また、入校後に違反が確認された場合は、改善がなされるまで教習を停止する。

○アルバイト規定

第1条 アルバイトは原則禁止とする。ただし、特別な事情がある場合若しくは、長期休業中はこの限りでない。

第2条 一般許可

(1) 長期休業中（夏季・冬季休業及び3年生の家庭学習期間）のアルバイトについては、許可

願を生徒指導部に提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(2) 欠点科目保持者については、これを許可しない。

第3条 特別許可

(1) 家庭が経済的に苦しく、修学が困難な場合には特別に許可する場合がある。

(2) 特別許可を申請する者は、四者面談（本人、保護者、担任、生徒指導部）を経たうえで、アルバイト特別許可願を生徒指導部に提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(3) その他学校が必要と認める場合は、特別に許可する場合がある。

○懲戒規定

校則及び学校の各種規定などに違反するなどの問題行動が確認された場合については、懲戒処分又は特別な指導を課す場合がある。

(1) 懲戒処分の内容（退学・停学・訓告）

(2) 特別な指導の内容（学校内謹慎・自宅謹慎・説諭）

(3) 処分の通知が行われるまでの間は未決保留時指導（通常待機・別室待機・自宅待機）となる。

(4) 懲戒処分又は特別な指導を課す可能性がある問題行動の例

喫煙（喫煙具所持・同席含む）、飲酒（同席含む）、窃盗・万引、詐欺、恐喝、脅迫、傷害、暴力行為などの触法行為・それらに加担した者、対教師暴力、不正行為、人権侵害、社会の秩序を乱す思想を宣伝した者、不純異性交遊、その他生徒として不適切な行為をした者。

<校則の見直しの流れ>

6月・・・生徒総会（要望提出）

9月・・・生徒会役員と職員（生徒指導部等）との意見交換

10月・・・生徒・保護者へのアンケート

12、1月・・・校則検討委員会

決定後次年度校則について学校HPへ掲載（公開）